

通年制保育園の閉園に伴う優先利用等の考え方（案）について

1 趣旨

平成 26 年度に「旭川市通年制保育園の今後の方針」を策定し、現在、公立の通年制保育園 14 園を民間の認定こども園 7 園への移行を進めているが、在籍児童の認定こども園などへの優先利用等の扱いについて、本市の考え方を整理する。

2 通年制保育園の移行に伴う保護者説明会等の経緯

平成 26 年 7 月	全園の保護者説明会（第 1 回）
平成 26 年 10 月	全園の保護者説明会（第 2 回）
平成 26 年 12 月	意見提出手続き（パブリックコメント）の実施
平成 27 年 3 月	旭川市通年制保育園の今後の方針
平成 27 年 6 月	3 園の保護者説明会（第 1 期第 1 回）
平成 27 年 6 月	第 1 期事業者募集
平成 27 年 9 月	第 1 期事業予定者の決定
平成 27 年 10 月	3 園の保護者説明会（第 1 期第 2 回）
平成 27 年 11 月	11 園の保護者説明会（第 2 期第 1 回）
平成 27 年 12 月	第 2 期事業者募集
平成 28 年 3 月	第 2 期事業予定者の決定
平成 28 年 4 月	11 園の保護者説明会（第 2 期第 2 回）

3 優先利用等の考え方

(1) 平成 26 年度から通年制保育園に在園している児童（1, 2, 3 号）を最優先で移行施設へ「旭川市通年制保育園の今後の方針」策定前から通年制保育園を利用していた児童については、最優先で移行施設に入所できる取扱いとする。

(2) 2, 3 号認定子どもとなる在園児（(1) 以外の児童）

優先的に移行施設に入所できる取扱いとする。

※ (1) (2) の 2, 3 号認定子どもの弟妹について、利用調整時に配慮を行う。

(3) 1 号認定子どもとなる在園児（(1) 以外の児童）

原則、利用定員の範囲内での受け入れとする。ただし、西神楽、東鷹栖、東旭川（第 1 期）の認定こども園については、通年制保育園の在園児がいる間に限り、弾力的な運用を認めることとする。また、西神楽、東鷹栖の認定こども園については、地域の一定程度の範囲内に他の幼稚園、保育所などが無いことから在園児が卒園後も弾力的な運用ができるよう、今後事業者と協議することとする。

(4) 移行施設以外への入所

施設の空き状況にも因るが、2, 3 号認定子どもは優先利用について配慮する（平成 26 年度から通年制保育園を利用している児童は、より優先度を高くした取扱いとする。）。1 号認定子どもの場合は、幼稚園などに転園の協力依頼を市からも行うなどの配慮を行う。

また、移行施設が無い神居保育園、神居つくし保育園、緑が丘保育園の 2, 3 号認定子どもについては、一定程度優先度を高くした取扱いとする。

●優先の対象児童

平成 29 年 3 月で閉園する保育園の利用者は、来年度の入所申込み（H28.12）から行うが、平成 30 年 3 月閉園の保育園利用者も、来年度の入所申込み（H28.12）から対象とする。

※平成 26 年度から通年制保育園に在園していた児童で、平成 28 年度の入所申込時に転所を希望した児童については、3 (4) の取扱いを実施した。